

I いじめの防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍している生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。個々の行為がいじめに当たるかどうかは、いじめられた生徒の立場に立って判断することを第一とする。具体的ないじめの表れとして以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・体当たりされたりひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめに当たるかどうかを判断する際には、本人が苦痛を表現できなかつたり、本人がいじめに気が付いていない場合もあるので、その生徒の周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。特定の教職員のみによることなく、学年部・生徒課・いじめ対策委員会などで情報を共有する。

(2) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係でなく、クラスや部活動等の所属集団の構成上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にもどこでも起こりうることを踏まえ、全ての生徒に向けた対応が求められる。

いじめられた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周囲の生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増しその対策は難しくなる。そのためいじめを未然に防止することが最も重要である。

未然防止の基本として、心の通い合う、温かで、互いを認め合える人間関係を作り上げ、い

じめる側にならない生徒を育てていかなければならない。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払っていく。

2 いじめの防止等のための対策

(1) 組織

ア 名称 いじめ対策委員会

イ 構成員 校長(委員長)、副校長、教頭、生徒指導主事、保健課長、各学年主任
養護教諭、教育相談担当者

※必要に応じて、HR担任、部活動顧問、スクールカウンセラー等が参加する。

ウ 役割 a 取組方針、年間指導計画の企画立案
b 情報の収集、記録共有
c いじめ事案発生時の対応

3 いじめの防止

(1) 未然防止のための方策

ア 道德教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道德教育等の充実を図る。

イ 生徒の自主的活動の場の設定

ホームルーム活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

ウ 配慮を要する生徒への支援

特に配慮が必要な生徒については日常的に特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

エ 保護者との連携

生徒の様子について保護者と情報共有を密にし、様々な場面での早期対応が可能な体制を整え、いじめ防止等に関する保護者の意識啓発を図る。

オ 教職員の資質向上

情報の共有を図り、職員研修を計画的に実施する。

(2) 方策の検証・評価

年度末に、その年度の取組が適切に行われたか否かを検証する。また、学校自己評価の評価項目の一つとする。

4 いじめの早期発見

(1) 早期発見のための措置

ア 実態把握のための措置

生徒に対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査、面接等を行い、生徒の実態把握に努める。

イ 相談体制の強化

スクールカウンセラー、相談室担当者と連携し、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を強化する。いじめの相談を受けた場合には、家庭と連携し、いじめを受けた生徒や報告した生徒の立場を守ることに配慮する。

(2) アンケートの実施と活用

- ア 年に2回（6月と12月）、いじめに関するアンケートを実施する。
- イ アンケートの結果をもとに、HR担任（副担任）で面談を行い、実態を詳細に把握する。
- ウ 学年主任は各HRの状況について学年で情報を共有し、教頭に報告する。
- エ 学年からの報告内容にいじめと疑われる事案がある場合、教頭は速やかに委員会を招集し、対策を検討する。

5 いじめへの対応

(1) 事実確認

- ア いじめに関する相談や報告があった場合や、生徒がいじめを受けていると思われる情報があった場合は、当該生徒からの聴き取りにより、早期に事実確認を行う。
- イ 事実確認の聴き取りは、生徒課職員を中心に、必要に応じてHR担任（副担任）、部活動顧問等が行う。
- ウ いじめが確認された場合は、聴き取り者は学年主任に報告する。学年主任は教頭に報告する。

(2) いじめ対策委員会の招集・県教育委員会への報告

いじめが確認された場合には、教頭は速やかにいじめ対策委員会を招集し、状況の確認、支援・指導・助言等に関して検討する。また、校長は県教育委員会へ報告する。

(3) 支援・指導・助言

いじめが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせるとともに、再発防止のため、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

(4) 警察との連携

いじめが犯罪行為に該当すると思われる場合は、警察に相談し、連携して対応する。

(5) 懲戒

いじめを行った生徒に対して、教育上、必要があると認めるときは、適切に懲戒を加えることができる。

(6) いじめが「解消している」状態

いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていること。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」を踏まえ、十分に注意して適切に対処する。重

重大事態とは、次のような場合を言う。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・生徒に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒一定期間、連続して欠席しているとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

（２） 調査・報告

重大事態が発生した場合には、県教育委員会へ報告し、指導・支援を受け、速やかにいじめ対策委員会を招集し、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。調査結果は県教育委員会へ報告し必要な指導・支援を受ける。

（３） 被害生徒・保護者への情報提供

いじめを受けた生徒及び保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

（４） 校内への対応

教職員にいじめの内容を説明し、学校としての問題への対応について周知徹底させる。また、必要に応じて全校集会あるいは保護者会を開き、学校としての対応を説明する。

（５） 報道機関への対応

管理職は、個人情報保護を配慮した上で、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えないように留意する。